

第2部 第4章

整備基準の解説 【公園等】

■対象施設

公共的施設	特定施設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

■「特定公園施設」の整備基準の適用について

公園の整備基準は、「県営の都市公園以外の公園」（別表第2 第5）と「県営の都市公園」（別表第2 第6）の2つの基準に分かれています。

「特定公園施設」とは、都市公園法による都市公園の主要な施設のことです。

「特定公園施設」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定公園施設	県の特定公園施設	市町の特定公園施設
UD条例 (別表第2 第5) + バリアフリー法省令	UD条例 (別表第2 第6) 「県の特定公園施設」	UD条例 (別表第2 第5) + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

■留意事項

原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

公園等：県の特定公園施設以外の公園

1. 整備基準

1. 園路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。

イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。

※出入口部は車いすでの円滑な通行を考慮して、その前後に150cm以上の水平部を確保するのが望ましいです。

ロ 通路は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

※120cmは、横向きの人と車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員です。

(ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

(ハ) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

※地形等やむを得ない場合でも、8%の勾配を超えないこととします。

※勾配のある園路が長く続くと、下り時は加速がついて危険であり、上り時は休憩したり、加速をつけるための水平部が必要となります。

(ニ) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。

(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

※注意を要するところへの敷設に配慮をしてください。

(ヘ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ハ 階段は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。

※120cmは、杖使用者等を考慮した幅員です。

(ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。

※側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けて杖先が落ちないように配慮します。

(ハ) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

ニ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm（階段又は段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。
- (ロ) 勾配は、8%以下とすること。
- (ハ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
- (ニ) 両側に立ち上げ等を設けること。
- (ホ) 高さ80cm程度の手すりを設けること。
- (ヘ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- (ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。
 - a 勾配が5%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
 - b 高さが16cm以下、かつ、勾配が8%以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分
 - c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

2. 便所

便所を設ける場合は、第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。

3. 駐車場

駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造）とすること。

- イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。
- ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
- ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。
- ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

4. 標識

標識を設ける場合は、第1の16に定める構造とすること。

5. 附帯設備

ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

公園等

2. 整備例

公園の考え方

※公園等を設計・施工するにあたって、国定公園内等で自然の地形を利用する場合は当該基準を遵守することが難しい場合があります。

その場合は公園の利用計画が重要となります。

利用計画（ふれあいゾーン、アスレチックゾーン等）に基づき、障がい者、高齢者等の移動経路、利用施設を考慮することにより、対象エリアを明確にした設計が必要です。

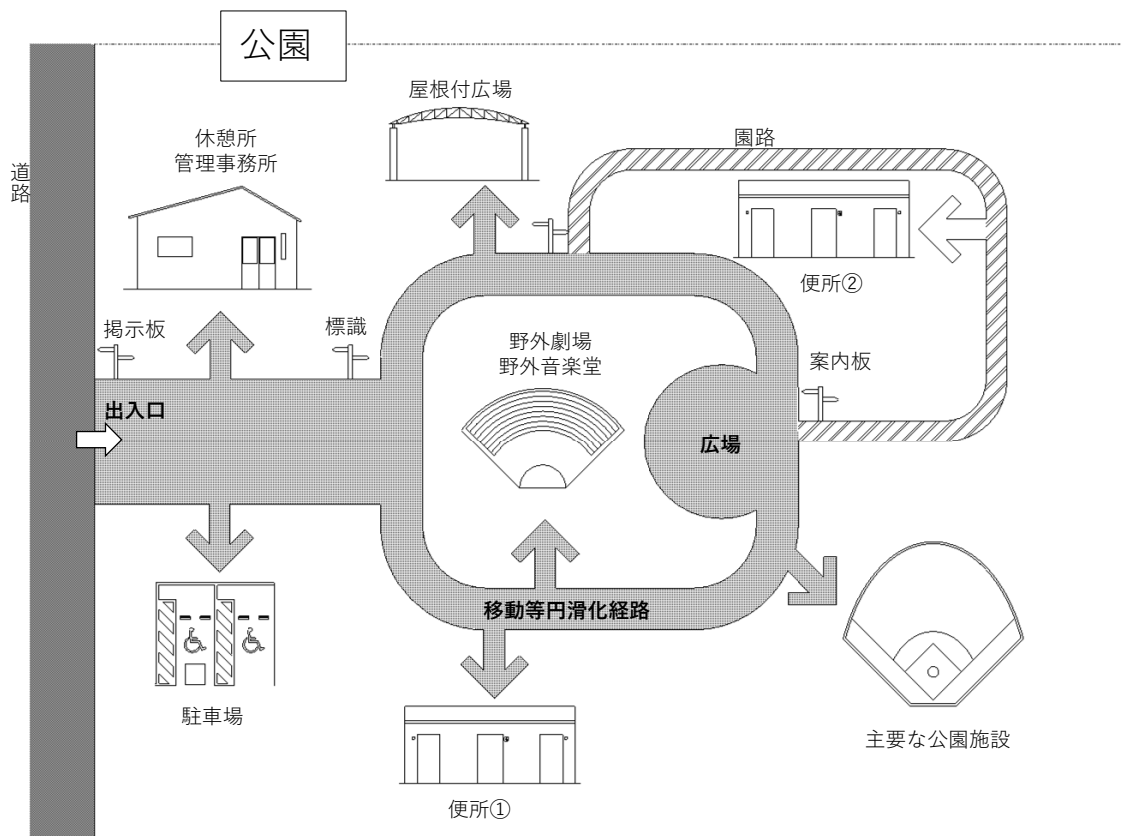
又、利用計画に基づき、経路の確保が必要となります。

●確保が必要な経路

1. 道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する対象エリア
2. 道等から車いすが使用可能なトイレ（1.の対象エリアがない場合）
3. 1の対象エリアから車いすが使用可能なトイレ
4. 車いす使用者用駐車区画から1.の対象エリア
5. 車いす使用者駐車区画から道等（1.の対象エリアがない場合）
6. 道等から案内設備（視覚障がい者利用円滑化経路）

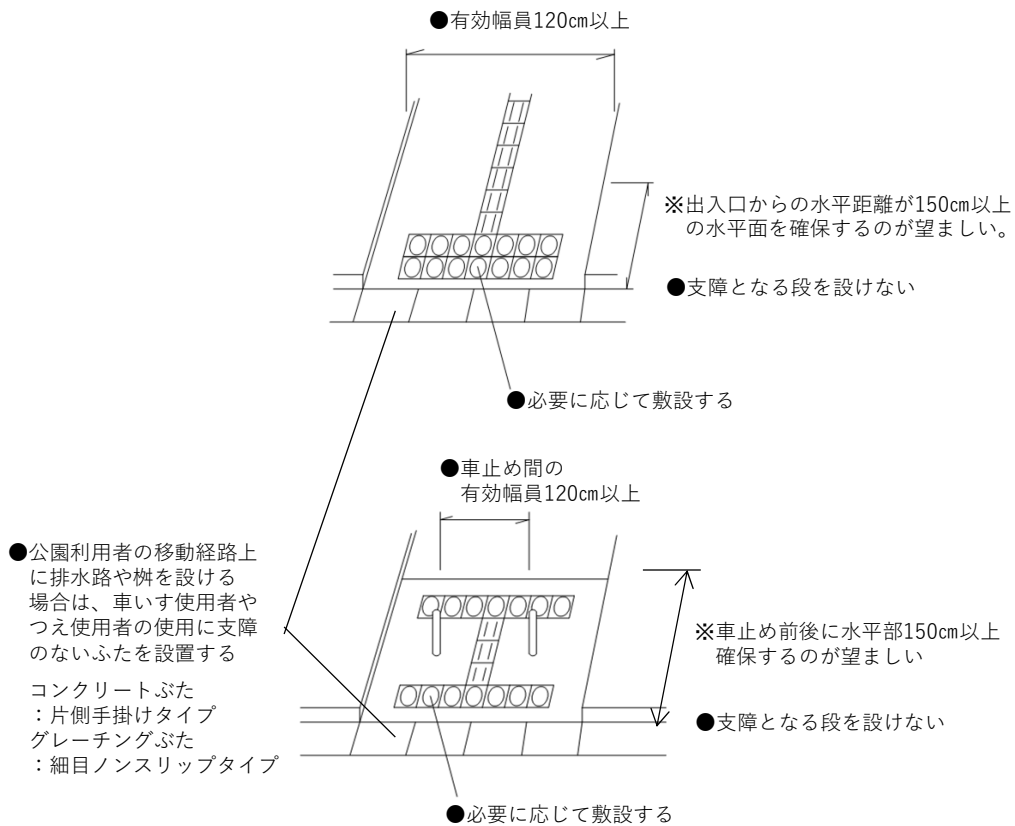
※上記経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。

※原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とするのが望ましいです。



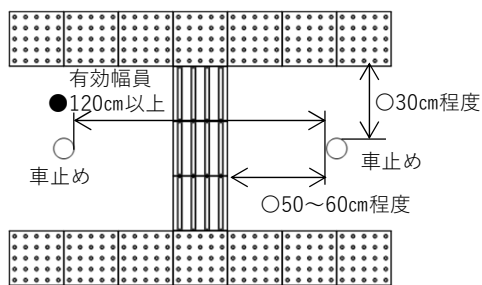
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

出入口の整備例



車止めと視覚障がい者誘導用ブロック

《車止め 2本設置の例》

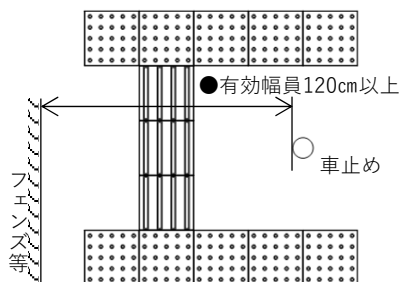


○車止めは、弱視の人や色覚に特性がある人が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とする

○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、JIS T 9251にあわせたものとします

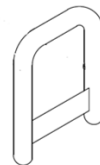
※車止めを設置する場合は、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置して、車止めに視覚障がい者が衝突しないよう配慮してください。
ただし、土面等構造上不可能なものは除き、車止めは人がぶつかってもよい材質としてください

《車止め 1本設置の例》



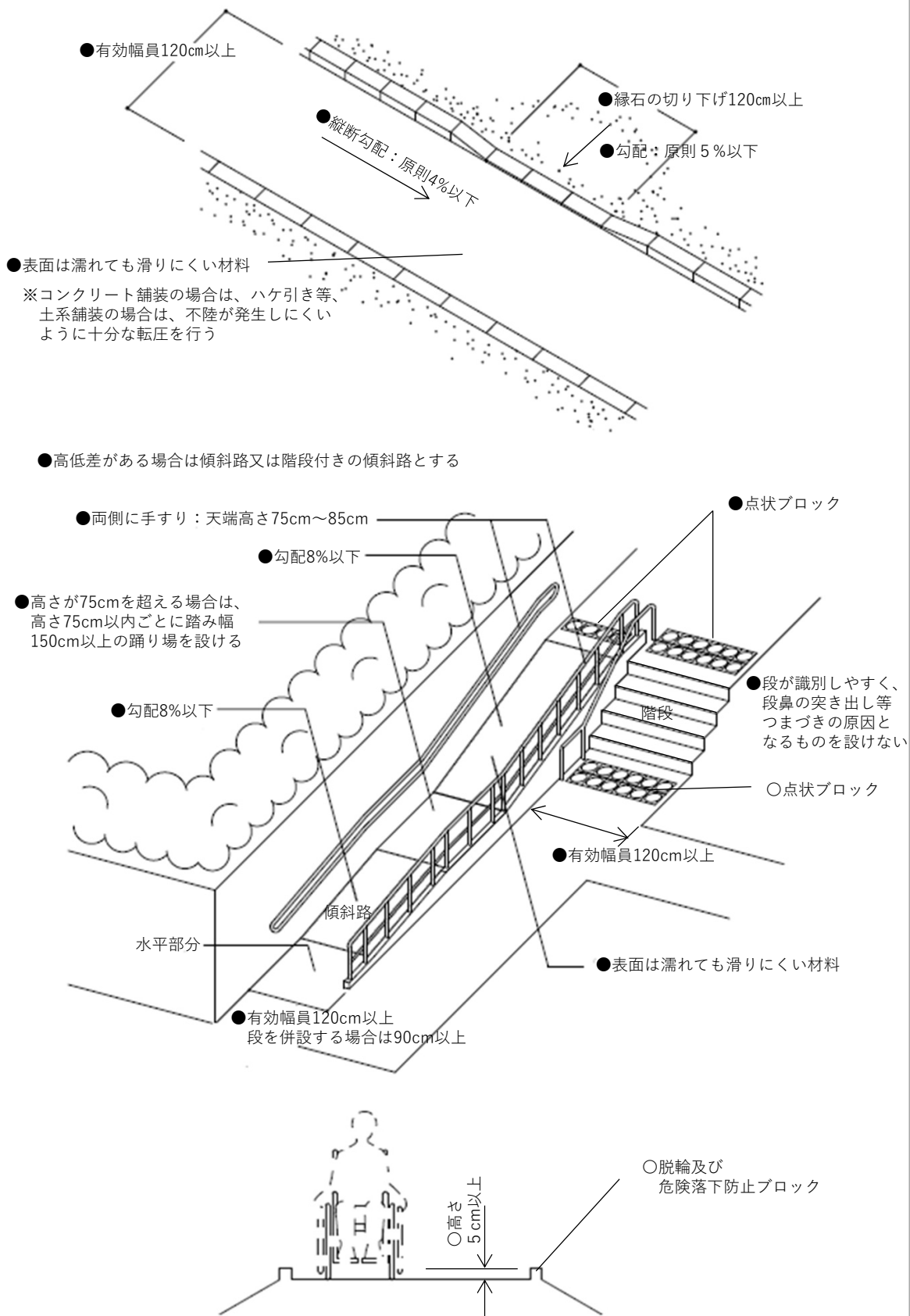
※車止め間の有効幅員は、必ず120cm以上確保してください。
付属品やピン等も張り出さないようにしてください

○逆U字タイプの車止めは、白杖が当たる部分を設けるなど、視覚障がい者に配慮した構造とする



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

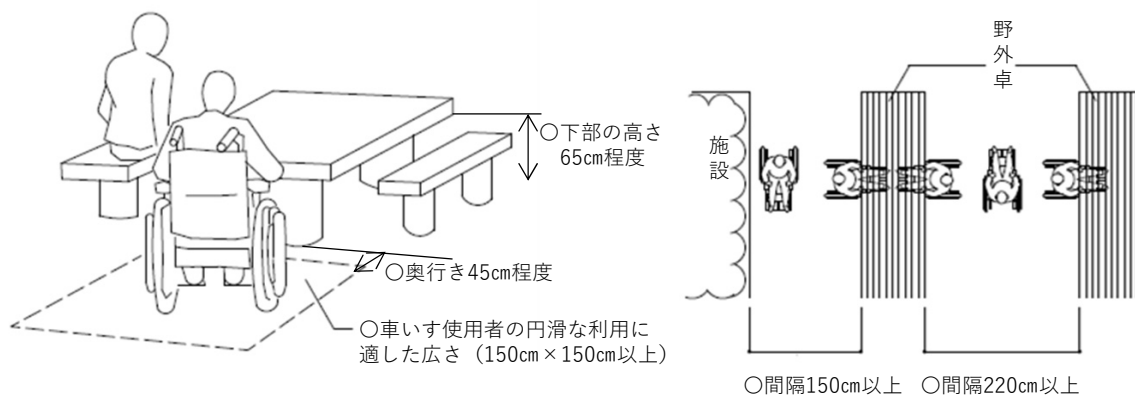
園路の考え方



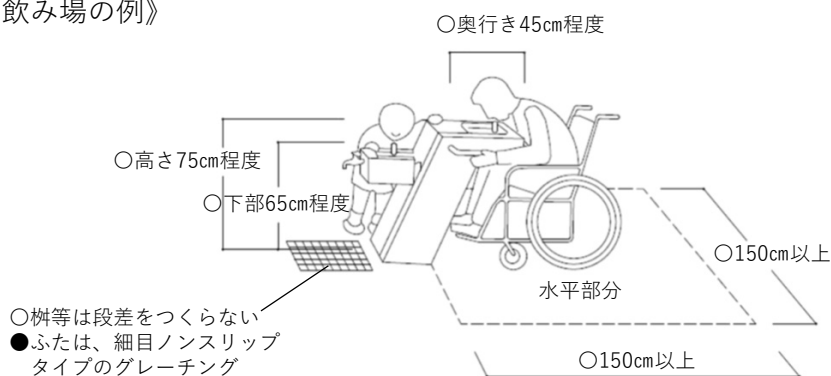
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

案内設備・附帯設備の整備例

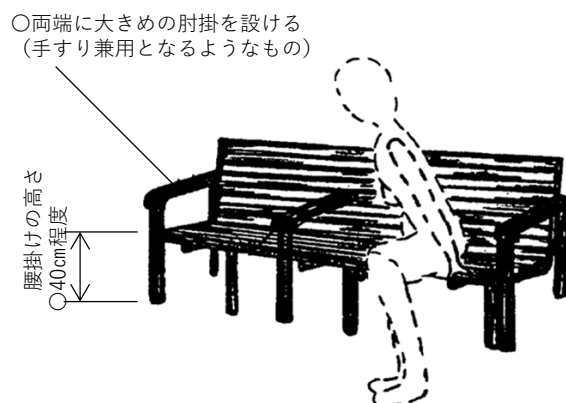
《野外卓の例》



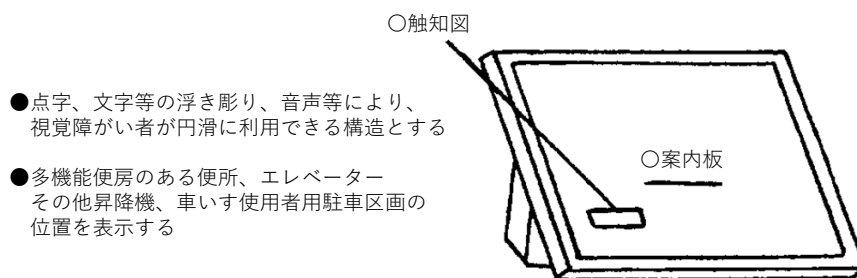
《水飲み場の例》



《ベンチの例》



《案内板の例》



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

公園等：県の特定期園施設

3. 整備基準

1. 園路および広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
- (ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1以上は、120cm以上とすること。
- (ハ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を設けること。

ロ 通路は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。
- (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (ニ) 縦断勾配は、4%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- (ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。
- (ト) 歩車道がある場合は、第3の1に定める構造とすること。
- (フ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。

ハ 階段は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。
- (ロ) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (ニ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (ホ) 第1の3のハからホまでに定める構造とすること。

1. 園路および広場 続き

- ニ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- ホ 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。
- (イ) 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあっては90cm）以上とすること。
 - (ロ) 縦断勾配は、8%以下とすること。
 - (ハ) 横断勾配は、設けないこと。
 - (ニ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。
 - (ホ) 両側に立ち上げ等を設けること。
 - (ヘ) 両側に高さが80cm程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。
 - (ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ヘ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。
- ト 2 から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。

2. 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

3. 休憩所および管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 有効幅員は、80cm以上とすること。

b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。

4. 野外劇場および野外音楽堂

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。

イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。

ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びへに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。
- (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。
- (ニ) 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (ホ) 横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
- (ヘ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。
- (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他的高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。

ハ 収容定員が200以下の場合、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

ニ 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。

- (イ) 幅は、90cm以上、奥行きは、120cm以上とすること。
- (ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。

へ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハマまでに定める構造とすること。

5. 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。

ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからニまでに定める構造）とすること。

イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。

ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。

ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。

ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

6. 便所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

ただし、ロに規定する第1の5の(3)中「1以上」とあるのは、「当該小便器が設けられた便所ごとに1以上」と読み替えるものとする。

イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ロ 第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。

ハ 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。

7. 水飲場および手洗場等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとする。

8. 掲示板および標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。

イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。

ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。

(2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。

イ 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。

ロ 位置、高さ、文字の大きさ及び色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。

ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。

ニ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。

ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

